

次に二ページをお開きいただきます。

まず、歳入でございますが、都支出金におきまして九千六十万円を追加しようとするもので、これは都補助金として市町村振興交付金か決定されることによる増額補正でございます。これは児童館建設事業、市道排水事業、小中学校整備事業、それぞれの事業の一部に充てられるものでございます。

次に、寄附金におきましては、一千百五十六万三千円の追加補正でございます。これは、宅地開発指導要綱に基くものでございます。以上が歳入で、補正総額一億二百十六万三千円で歳入予算総額百二十九億六千五百八十七万七千円と相なる次第でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。諸支出金におきまして、都市施設整備基金費に一億一千万円の追加補正がございますが、これは歳入の都補助金にかかわる振興交付金充当による一般財源の振替分と寄附金、それと一部一般財源を充当し、今後の公共施設事業に充てるべく積み立てしようとするものでございます。

なお、参考まででございますが、今回の補正をもちまして三月末現在の本基金の総額は二十九億三千五百五万五千円と相なる次第でございます。

次に、予備費七百八十三万七千円の減額補正は、歳入歳出財源調整によるもので、ただいま申し上げました都市施設整備基金への充当によるもので、総額を三千百五十四万二千円としようとするものでございます。

以上、歳出の補正総額一億二百十六万三千円で、歳出予算総額百二十九億六千五百八十七万七千円と相なる次第でございます。

以上でございますが、慎重御審議をいただきますまして、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（原 敏子君） これは毎年度末、こういう結果になるのですけれども、東京都の振興交付金、こういうふうに言ってみれば、児童館とか学校の整備費、こういうものに充当されるように、ここを言っ

これは最終的に決定して、こういう形になるというのは毎度聞いてゐるのだから、これをすけれども、これは例之は一つ例にとつてみると、児童館の新築工事、これをどう見ますと、これは児童館の新築工事をする当初にわからないものをしようか。児童館だけでは足りないのですけれども、小中学校の整備資金にしても第二小学校の校庭とか、第三小学校の校庭とか、そういう一つ一つの項目を見た場合に、これはわからないのかというのをひとつ聞かせていただきます。私は、東京都がお金が余つたから、こうやつて割り振つて寄こすというにしても、こういうふうな事業名がはっきりしているものですか、わからないのかという点で疑問があるのです。

それと、寄附金については、これは教育と公園という形で分けてくるのでしょうか、これをそっくり振興交付金かきで、当然、こういうふうなもの、一般財源から充当していただく、これを返してもらつて都市整備基金に積み立てるの、という理屈はわかるの、すけれども、都市整備基金のお金の使ひ金なんですか、何回も言っていますけれども、

教育の關係に積み立てるお金も、この中に入っているわけですね。それで、今回の振興交付金、これは、ここに入っているわけですね、これは、部長がこの間も答弁されましたけれども、教育とこの都市施設整備基金を分ける方がよいというふうに答弁されていますけれども、私もその方がとても明確だし、いいのではないかと、いうふうに思うのです。それで、その分ける考え方が、それと今回の東京都から来たこの振興交付金のこの額も都市施設整備基金に積み立てられましたね。予備費を入れて、これは教育の方に使われるのか、東京都の振興交付金の中身を見ますと、学校の整備の補助金、来ています。それは、教育の方に使おうと考へられているのか、それとも、そういうふうなのは全然ないのか、その金額の内訳を聞かせてほしいと思います。

○企画財政部長（内田和雄君）　まず、振興交付金の關係ですが、確かに、いつも最終的に決定して、今回お願ひしたような形で処置をしているわけですね、これはヒヤリングはございますが、一応建設事業には充当できるといふふうにはなつております。そういうことで、ほかの学校關係以外の

建設事業にも充当できると思っておりますし、また当然、東京都の方と
こういうものに充てていきますというふうなことがある程度詰まった時点で
はやつていきますので、ある程度の建設事業費には配当できると。た
だこれを当初予算に入れていくかどうかというふうな問題が一つあるわけ
ですが、この点については、これから検討してまいりたいと思ひます。

それから、あと寄附金の関係で、都市整備基金に現在積み立ててい
るわけでございますが、これらについても先般御答弁申し上げましたが、やはり
基金としては、別のがよろしいかと思ひますので、いまその点検討してありま
す。また、御相談申し上げてまいりたいと思ひますので、ひとつよろしくお願ひ
いたします。

○十一番(原 敏子君)　そうすると、振興交付金は建設事業にも入れ
ることができるとのことと言われまして、けれども、こういうふうには都市
施設整備基金に積み立てるのではなくて、これをこのまま繰り越してす
か、そういう形にして六十年度予算でいま来ました振興交付金九千六十
万円ですが、これを毎年こういう形で来るわけですか。ですから、毎年こ

の市町村の東京都の振興交付金を毎年毎年繰り越していつて、言ってみ
れば、ここであつたら九千六十万円のを次の年、六十年度にしっかりと充たし
て振興交付金を生かしていくというふうには考えられないのでしょうか。

○企画財政部長(内田 和雄君)　都市整備基金に充当しているということは、
いまの充てた事業が一般財源で充当しておりますので、これを振興交付金
の補助金で振り替えていくということでございます。当然、それは繰越金
としてもよろしいかと思ひますが、やはりこの都市施設整備基金に積み立つ
て今後のいろいろな計画に充てていくということがよろしいということであ
る積立金をしたわけですが、

問題は、これを年度の当初予算のときに見込んでこれを組み
かというところが一点あるかと思ひます。その辺を先ほど申し上げたので
すが、これもまた、例之は六十年度の場合、六十年度の当初予算に、
六十年度末に振興交付金が決定するわけですが、事前によ
ういう建設事業に充当していくという、充てていくという方法があるかと思
ひます。

その点を検討させていたきたいというようなことを申し上げたわけ
です。

○十一番(原 敏子君) 最後の一つ質問したいのですが、その都市施設
整備基金が総額でこれを積み立て二十九億にのっているわけですね。
それで、これは三月議会でもいろいろ出ました。このお金の使い途がこ
れを充当して、こういうものをつくっていきたいというようなこともあま
しけれども、これから先、橋上駅なんかも言われましたけれども、これか
らこれをどういうふうなものに使っていくのでしょうか。例えば、建設
事業にこれを使うとか、そういう何か考えがあって積み立てられている
んだらうというふうに思うわけですね。そのところを、ただ繰り越さ
ないで入れたいというのでしたら、それはそれでも結構ですけれども、
その点聞かせてほしいなと思います。

○企画財政部長(内田和雄君) 二十九億三千五百万円ばかりの積み
立てがあるわけですが、これからいま申し上げたような橋上駅関係と
か、区画整理関係とか、そういうふうにも多額なお金が一時にかかるとな

仕事があるわけですが、やはりそういうものに充てるべく基金として積み
立てていることだと思います。よろしくお願ひします。

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議がありますので、起立により採決いたし
ます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めま
す。

(起立多数)

○議長(田村市郎君) 起立多数であります。よって、報告第三号は
原案のとおり承認されました。

○議長（田村市郎君） 日程第六議案第四十号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 内田和雄君登壇）

○企画財政部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第四十号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について提案理由と改正の内容について御説明申し上げます。

まず、提案理由については、記載のとおり地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例を改正しようとするものでございます。それでは、改正の内容について御説明申し上げます。第四十八条の二から四十九条までは本則の改正でございます。内容は固定資産税の非課税について規定してありまして、条文の整備が主たる改正でございます。

次に、本法附則の改正でございます。第八条は個人の市民税の課税の特例について定められたもので、昭和四十七年度から昭和六十二年度まで

を昭和六十二年度以後に改め、適用期間を当分の間の措置としようとするものでございます。

附則第九条第二項は、個人の市民税の配当控除についての規定でございますが、規定中所得割とあるのを昭和六十二年度以降の各年度分の個人の市民税について所得割に（昭和四十六年から六十二年まで）の各年を前年に改めようとするものでございます。

次に、附則第十九条の二、第一項及び第二項でございますが、本条は、法的な土地取得の円滑化と優良な住宅地の促進を図るため規定の要件に該当する土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税について規定してありまして、昭和五十八年度から昭和六十年までの住民税については、一般長期所得の課税とは別に特別控除後の譲渡益四千万円以下については四％、四千万円を超える部分については五％の比例税率により課税してあります。このような特例措置を昭和六十三年度まで存続させるための所要の改正をしようとするものでございます。

なお、今回の改正に伴い、第三項として新たに一項を追加されましたが、本項は所得税において優良宅地等のための譲渡にかかわる課税の特例制度の適用対象となる土地の租税特別措置法第三十四条の二第二項第三号に規定されているところの特定民間住宅造成事業のために買い取らるる場合に該当するときは、租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する一千五百万円の特別控除の適用を受けるか、優良宅地等の課税特別措置の適用を受けるか、本人の選択としてことから、個人の住民税についても所得税との均衡上、昭和六十一年度から特別民間住宅造成事業にかかわる千五百万円の特別控除の適用を受けるときは、優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととした上で、昭和六十三年度までの措置として適用するために追加規定されたものでございます。

次に、附則第十九条の三でございますが、本条は特定市街化区域農地等も譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について規定したもので、昭和五十八年度から昭和六十年までは優良住宅地等のため

の譲渡による低い軽減税率により課税されておりましたが、今回所得税において優良住宅地等のための譲渡と同じ税率に引き上げられることになったことから、住民税についても所得税との均等上、昭和六十一年度から優良住宅地等の課税と同様、四千万円以下の部分については三・四％を四％に、四千万円を超える部分については四％を五％に引き上げた上で、昭和六十三年度までの措置として存続させるために所要の改正をしようとするものでございます。

次に、改正条例の附則でございますが、第一条は施行期日について規定し、この条例は昭和六十一年四月一日から施行し、附則第八条、附則第九条第二項並びに第二条第二項の規定は昭和六十二年四月一日から施行しようとするものでございます。

第二条は、市民税に関する経過措置を規定したもので、改正規定の適用年度をそれぞれ明確に規定しようとするものでございます。

以上、大変難駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

す。

○議長（田村市郎君）以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（原 敏子君）これも地方税法の改正により先ほどの評価替えの一八%がここにもずっと影響してきているだろうと思うのですけれども、それでこの引き上げた分をどこへくらの市民負担といいますか、そういう負担になるのかということもひとつ聞かせていただきたい。
それと、これは実施するのは来年の四月一日からですよね。ここに書いてありますからわかりますけれども、それだけ聞かせていただきたいと思ひます。

○企画財政部長（内田和雄君）この関係でございますが、余り該当がございませんで、あつても一件ぐらゐいかなというふうなことでございます。そういうことで、金額はどのくらいかということはおませんで、ひとつ御了解いただきたいと思ひます。

実施期日は、六十一年四月一日でございます。

○十一番（原 敏子君）該当は福生には二件ぐらゐいかなのですか。それでは、あとでわかつたら教えてほしいと思ひます。それで、一つ実施期日が六十年、来年の四月一日からなんですけれども、これはどうでもいのですけれども、なぜ臨時議会にこれを提案されるのか。それは市長の方のあれです。構わなものですけれども、定例議会がまだ六月もありますし、そこで当然かかつて間に合うのですけれども、この臨時議会にかけなければならぬくらい急ぐようなものか、あつたのでしようか。

○議長（田村市郎君）暫時休憩します。
午前十時四十九分 休憩

午前十時五十分 開議

○議長（田村市郎君）休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政部長（内田和雄君）法律の改正によりまして、一番近い議会ということで本日御提案申し上げたわけです。

○議長（田村市郎君）以上で質疑は終わります。

これより議案第四十号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

議長(田村市郎君) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(田村市郎君) 起立多数であります。よって議案第四十号は原案のとおり可決されました。

議長(田村市郎君) 暫時休憩いたします。

午前十時 五十一分 休憩

午後二時 二十九分 開議

副議長(高水惣八君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長田村市郎君から議長の辞職願が提出されております。お諮りいたします。

この際、議長の辞職許可についてほか一件を日程に追加し、先議することにより御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(高水惣八君) 御異議なしと認めます。よって、議長の辞職許可についてほか一件を日程に追加し、先議することに決定いたしました。

副議長(高水惣八君) 追加日程第一議長の辞職許可についてを議題といたします。

この際、地方自治法第百十七条の規定により、田村市郎君の退席

を求めます。

(二十一番 田村市郎君 除斥)

○副議長(高水惣八君) 事務局長をして辞職願を朗読いたさせます。

(井上議会事務局長朗読) 省略

○副議長(高水惣八君) 朗読は終わりました。

お諮りいたします。

本件については、願ひ出のとおり許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 御異議なしと認めます。よって田村市郎君の議長職を許可することに決定いたしました。

(二十一番 田村市郎君 入場)

○副議長(高水惣八君) 暫時休憩いたします。

午後二時 三十二分 休憩

午後二時 三十三分 開議

○副議長(高水惣八君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第二議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○副議長(高水惣八君) たいまの出席議員数は二十四人あります。

お諮りいたします。

会議規則第三十条第二項の規定により、立会人に、

五番 赤星行人君

六番 齋藤 嬰君

を指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 御異議なしと認めます。よって立会人に五番 赤星行人君、六番 齋藤 嬰君を指名いたします。

○副議長（高水惣八君）投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○副議長（高水惣八君）投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（高水惣八君）配付漏れなしと認めます。

○副議長（高水惣八君）投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○副議長（高水惣八君）異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用

紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に依りて順次投票を願います。

点呼します。

（井上議会議務局長点呼）

（順次投票）

○副議長（高水惣八君）投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（高水惣八君）投票漏れなしと認めます。

○副議長（高水惣八君）投票を終了いたします。

○副議長（高水惣八君）開票を行います。

五番赤星行人君及び六番齋藤藤嬰君の立ち会いを願います。

（開票）

○副議長（高水惣八君）事務局長をして選挙の結果を報告いたさせます。

○議会議務局長（井上又男君）報告いたします。

投票総数二十四票

有効投票二十四票

無効投票なし

有効投票中

森田治男議員二十二票

原 敏子議員一票